

令和7年度皇居外苑濠特定外来生物駆除業務仕様書

1. 業務の名称 令和7年度皇居外苑濠特定外来生物駆除業務
2. 業務の実施期間 契約締結日から令和8年3月31日
3. 業務の内容 皇居外苑濠に生息するブルーギル等の駆除
4. 業務対象区域 皇居外苑濠(別図1、2、3、4のとおり)

5. 業務内容

(1) 総則

- ア. 本業務は皇居外苑濠に生息する特定外来生物（ブルーギル）等を駆除するものである。
- イ. ブルーギルの駆除について、本種が生息する半蔵濠、千鳥ヶ淵、牛ヶ淵、清水濠、大手濠、桔梗濠、蛤濠、和田倉濠、馬場先濠、日比谷濠、桜田濠、二重橋濠、凱旋濠において、主に電気ショッカーボート、船の進入が困難な場所に置いてはカゴ罟等を用いて行う。
- ウ. 捕獲データをもとに、外来生物（ブルーギル）の生息数予測等を行う。
- エ. 本業務は本仕様書及び付属資料をもとに実施し、作業の際は別添1の「皇居外苑工事作業心得要領」を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意することとする。
- オ. 本業務にかかる報告書を指定期日までに納入し、皇居外苑管理事務所（以下「事務所」という。）の承認を得たことをもって業務の完了とする。

(2) 一般事項

- ア. 本仕様書に記載のない事項、本仕様書により難しい事項、本仕様書記載の具体的事項などについては、事務所の指示を受ける。
- イ. 捕獲などに必要な基本的な用具類は皇居外苑管理事務所（以下「事務所」という。）からの貸与とするが、簡易な物については、請負者の負担によって調達するものとする。貸与可能用具は以下の通りとする。
 - ・ブルーギル駆除用ボート一式（船外機含む）
 - ・電気ショッカー装置一式（発電機含む）
 - ・ブルーギル捕獲用具一式（タモ網、カゴ罟、投網、デジタルノギス）
- ウ. 請負者は管理技術者をもって、業務全般にわたり技術監理を行い、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、本業務を遂行できる技能を有した技術者を配置しなければならない。
- エ. あらかじめ、作業計画（スケジュール、作業内容など）を環境省担当官に提出し、承認を受けること。なお、濠の水位、水草の繁茂、国事行為、現場の天候状況等で各濠の実施回数を増減することがある。

オ. 電気ショッカーボートでの駆除作業は、事務所が指定する有識者と事前打ち合わせと作業着前日に電気ショッカーボートの組み立てを行い、作業時には駆除作業への同行を依頼する。調査解析・報告書作成は、有識者の知見を得ながら実施する。

カ. 各月ごとの駆除業務が終了後に、電気ショッカーボートの解体を行い指定の場所に片付ける。

ショッカー船の解体片付けは、有識者とともに行い船体に損傷がないか確認し、異常があれば環境省担当官に報告する。

キ. 雨天等による順延に伴う予備日は、有識者への対応を含め予め見込んでおくものとする。

●有識者概要

有識者 1

最寄り駅：恵み野（JR 千歳線）

謝 金：有り（打合せ協議 3 回分、調査解析のため）

旅 費：原則として、国家公務員の旅費等に関する法律に準じ、旅費、宿泊代、日当の支払いを行うこと。

有識者 2

謝 金：有り（打合せ協議 3 回分、調査解析のため）

旅 費：無

(3) 作業手順

ア. 電気ショッカーボートによる駆除と日程

ブルーギルが生息する船の搬入が可能な千鳥ヶ淵、牛ヶ淵、清水濠、大手濠、桔梗濠、蛤濠、和田倉濠、馬場先濠、日比谷濠、桜田濠、凱旋濠の 11 濠において、電気ショッカーボートを用いて捕獲する。

年度内に 3 回行うが、その時期は 4 月、12 月、2 月中旬から 3 月中旬を目処とする。なお、1 回あたりの作業日数は表 1 のとおりとする。ただし、12 月の駆除作業は、例年 12 月上旬に行われる皇居乾通り一般公開の期間中には支障にならないように環境省担当官と事前に協議して実施すること。

月	作業日数※1
4 月	6 日
12 月	13 日
2～3 月	17 日
計	36 日

表 1：電気ショッカーボートによる駆除日数

(※1. 各月の作業日数については目安とし、予備日は含まない)

イ. 濠ごとの周回数

濠水の循環は半蔵濠を最上流とする千鳥ヶ淵、牛ヶ淵、清水濠、大手濠、桔梗濠、和田倉濠、馬場先濠、日比谷濠の北回りルートと、桜田濠を最上流とする凱旋濠、蛤濠(桔梗濠、和

田倉濠、馬場先濠、日比谷濠)の南回りルートが存在する。

表2の外來生物駆除業務5カ年計画では各ルートの上流濠かつ作業実施が容易な濠をグループ1、最上流濠だが水草や地形等、作業実施に支障が多い濠をグループ2、下流濠をグループ3として表3のとおり整理した。

これらの濠ごとの所用日数を組み合わせて、各回の所定日数駆除を実施するが、どの濠を実施するかは5カ年計画を基本として各回の着手前に協議する。

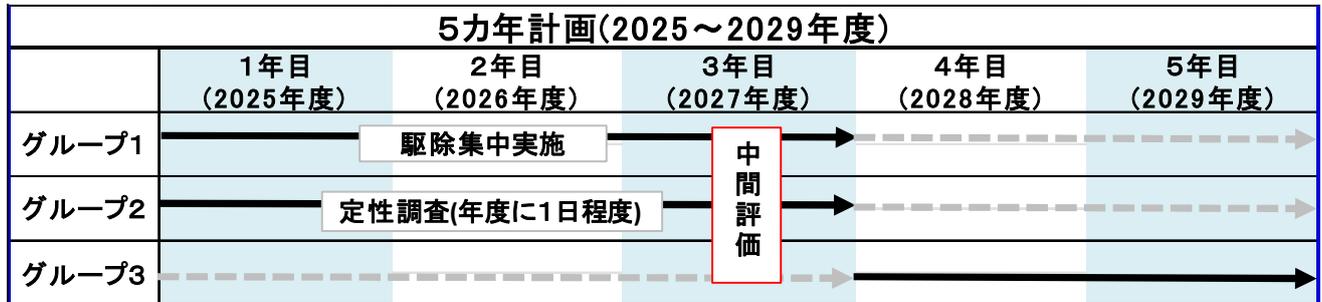


表2：外來生物駆除業務5カ年計画

グループ1		グループ2		グループ3	
清水濠	1日4周	千鳥ヶ淵	1日2周	和田倉濠	半日3周
大手濠	1日3周	牛ヶ淵	1日2周	馬場先濠	半日3周
桔梗濠	半日3周(原則午前中)	桜田濠	1日2周	日比谷濠	1日4周
凱旋濠	半日3周	二重橋濠	1日2周		
蛤濠	半日3周				

※2

表3：5カ年計画によるグループ分けと濠ごとの作業単位

(※2. 二重橋濠は宮内庁所管)

ウ．駆除作業の手順

- ①毎日の作業第1周目の前に水質測定を行う。測定項目は、気温、水温、透視度、透明度、濁度、及び電気伝導度とする。また、天候を記録する。終日実施する濠については午前と午後の開始時に行う。
- ②各濠の石垣沿いを電気ショッカーボートで周回する。
- ③電気ショックで浮上したブルーギルをタモ網ですくい上げる。
- ④1周の作業が終了した後に、ブルーギルについては当歳魚と1歳以上の個体数と重量を記録する。
- ⑤1周の作業ごとに開始時刻と終了時刻、放電時間のカウンターを記録する。
- ⑥周回ごとの休憩時間は原則20分とする。
- ⑦作業の一連の様子、捕獲魚類などをデジタルカメラで撮影すること。出現した生物については年度を通じて原則全種を撮影すること。

エ．在来種・甲殻類等の捕獲

- ①別図2の「在来種・甲殻類等観測区」の各時期1周目の作業においては、ブルーギル以外の

外来魚や在来魚、エビカニ類など甲殻類、カメ・カエルなどは虫類・両生類についても捕獲し、種と個体数を記録する。

②在来種については計測後、直ちに捕獲した濠に放流する。ブルーギル以外の外来種については、担当官との協議のもと、生態系に影響があると判断された生物は殺処分とする。

③作業の一連の様子、捕獲魚類などをデジタルカメラで撮影すること。出現した生物については年度を通じて原則全種を撮影すること。

オ. 電気ショッカーボートによる生息状況調査

2024年度の調査でブルーギルが生息していることが明らかになった濠のうち、船の進入が可能な千鳥ヶ淵、牛ヶ淵、桜田濠、二重橋濠(5カ年計画におけるグループ2)の4濠で実施する。

実施時期は12月～3月の間、各濠1日、計4日実施する。作業手順や在来種・甲殻類の捕獲については「電気ショッカーボートによる駆除」と同様に実施する。

宮内庁所管の濠である二重橋濠での実施については宮内庁、千代田区に使用許可をしている千鳥ヶ淵での実施については千代田区地域振興部商工観光課観光・地方連携担当と調整して実施する。二重橋濠で捕獲した魚類等の取扱いは宮内庁担当官と環境省担当官によって協議して決める。

オ. カゴ罟による生息状況調査

2024年度の調査でブルーギルが生息していることが明らかになった濠のうち、船の進入が困難な半蔵濠において実施する。

実施時期は10月頃を目安として4月業務実施後の打合せ協議で日程を決定する。

作業は半日作業を3日連続で行い、駆除業務同様の水質測定は期間中1回のみ実施する。

罟の設置時は捕獲した生物を殺傷しないように留意する。捕獲した外来生物、在来種・甲殻類については駆除業務時と同様に取り扱い、万が一死亡個体があった場合は回収すること。

キ. 打合せ協議

業務期間中全3回(4月業務の実施後、12月業務の前後、3月最終報告提出前を目安)打合せ協議を実施する。なお、報告書の作成にあたって、有識者1と有識者2に内容確認、修正、加筆の協力を依頼する。

(4) 特記事項

ア. 電気ショッカーボート

①ボートには4名が乗船することとし、請負者が操船、捕獲及び試料整理を行うこと。

②ブルーギル駆除作業の際に使用する「ブルーギル駆除用ボート一式」及び「電気ショッカー装置一式」について、上記にあるとおり事務所からの貸与とするが、現地までの移動は請負者が用意した小型移動式クレーン車(2t車 2.9t吊程度)を使用して行う。

③透視度測定には100cmが測定可能な機材を使用する。透明度が着底した場合はその水深を記録すること。

④歩道部分にかかる作業車の移動については、通行人等に危険がないよう安全に十分注意すること。

⑤歩道部分作業車両を設置するために必要な道路使用許可申請は請負者が行う。

⑥請負者は捕獲した特定外来生物及びそれ以外の外来生物の個体については、「廃棄物の処

理及び清掃に関する法律」に基づいて適正な処分を行うこと。

⑦ 請負者は有識者 1 の業務中の事故等に備えて、保険加入の手続きを行う。

(5) データの整理・解析

ア. 野帳への記録

周回ごとに電気ショックボートで捕獲したブルーギルは、当歳魚と 1 歳以上に区分の上、個体数と重量を野帳に記録する。また、野帳には別表 1 のとおり、水質、運転状況、その他の生物の確認状況を記録する。

イ. 体長測定

濠ごとに捕獲したブルーギルは、調査時期ごとに当歳魚と 1 歳以上のそれぞれ 50 個体を限度に体長を測定し、濠ごとにヒストグラムを作成する。

ウ. 生息数の推定

ブルーギルの駆除効果を検証するために、濠ごとに公開プログラム「Capture」を用いた推定生息数の予測を行う。また、ブルーギルの残存量を推定する方法として「DeLury 法」を用いた解析も併記すること。

エ. 連続性の確保

データの整理に当たっては、過去の調査データを活用しながら、連続性のあるものとする

こと。

6. 成果品

提出する成果品は次のものとする。

① 報告書 5 部 (A 4 版 50 頁程度)

② 報告書の電子データを収納した電子媒体 (DVD-R 等) 2 式

③ 成果品の提出先: 皇居外苑管理事務所

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

成果物は工期までに事務所に納品すること。

報告書の作成に当たっては、時間的余裕を持って環境省担当官と十分な調整を行うこと。

7. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権 (以下「著作権等」という。) は、環境省が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等 (以下、「既存著作物」という。) の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する

情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (2) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (3) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

皇居外苑工事作業心得

環境省皇居外苑管理事務所
環境省皇居外苑管理事務所北の丸分室

第1条（目的）

本心得は、皇居外苑内において実施する工事について、工事請負者等を対象に遵守すべき事項を定め、その徹底を図ることにより、安全で快適な公園利用と円滑な工事の推進を図ることを目的とする。

第2条（工事請負者の職員及び作業員の義務）

1. 苑内では、皇居外苑管理事務所より貸与された腕章を常時着用するものとする。
2. 休憩時間は、皇居外苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。
3. 来苑者に不快感を与える服装及び、妄りな行動は慎むものとする。
4. 喫煙は指定場所のみで行うこと。
5. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。万一生じた場合は、直ちに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

第3条（車輛等の使用）

1. 車輛等には、皇居外苑管理事務所が貸与する駐車証又は通行証を車輛等の外部から一目で確認できる場所に常時掲出するものとする。
2. 貸与された駐車証はその都度、又、通行証は、工事完了後速やかに皇居外苑管理事務所へ返却するものとする。
3. 苑内では時速15km/時以下で走行するものとし、来苑者等の安全確保には十分留意すること。
4. 警笛については、緊急かつ、やむを得ない場合を除き鳴らさないこと。
5. 苑路以外の場所に進入してはならない。やむを得ず進入する必要がある場合は、事前に皇居外苑管理事務所へ申し出し、指示を得るものとする。また、歩行者用苑路や砂利内に設置のあるバリアフリー路は極力、走行を避けること。
6. 車両の駐車は指定された場所以外では行わないこと。やむを得ず指定場所以外に駐車しなければならない場合は、その都度皇居外苑管理事務所の指示を得るものとする。
7. 駐車中は作業の動力として使用する等やむを得ない場合を除き、エンジンを停止するものとする。

第4条（作業時間）

1. 作業時間は原則として「8時30分から17時」までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に皇居外苑管理事務所の承諾を得ること。

第5条（土日及び祝日等の作業）

1. 休日に作業を行う場合は、事前に皇居外苑管理事務所へ報告し、承諾を得

ること。

第6条（現場の安全管理）

1. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うものとする。
2. 請負者は、来苑者が工事現場に立入らぬよう注意看板等の措置を講じるものとする。
3. 工事資材置場は皇居外苑管理事務所の指定する場所を使用すること。又、四散したり、盗難にあわぬよう必要な措置を講じること。
4. 工事現場における火気の使用は、工事目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外に使用する場合は、事前に皇居外苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。
5. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓を心がけること。
6. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

第7条（発生材）

1. 苑内工事による発生材は、リサイクル処分を原則とする。
2. 苑内工事による発生材は、原則、当日中に苑外へ処分する。苑外への搬出ができない場合には、事前に承諾を得るものとする。
3. 庭園維持管理作業（除草、剪定など）において枝葉類が濠に落ちた場合には、速やかに網やボートを使用して丁寧に拾うこと。
4. 業務外のゴミであっても苑内で目立つゴミについては、拾うこと。これらのゴミについては事務所にて引き取る。

第8条（請負者の責務）

1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。
2. 請負者は上記事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。

別添 2

【成果物の仕様】

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

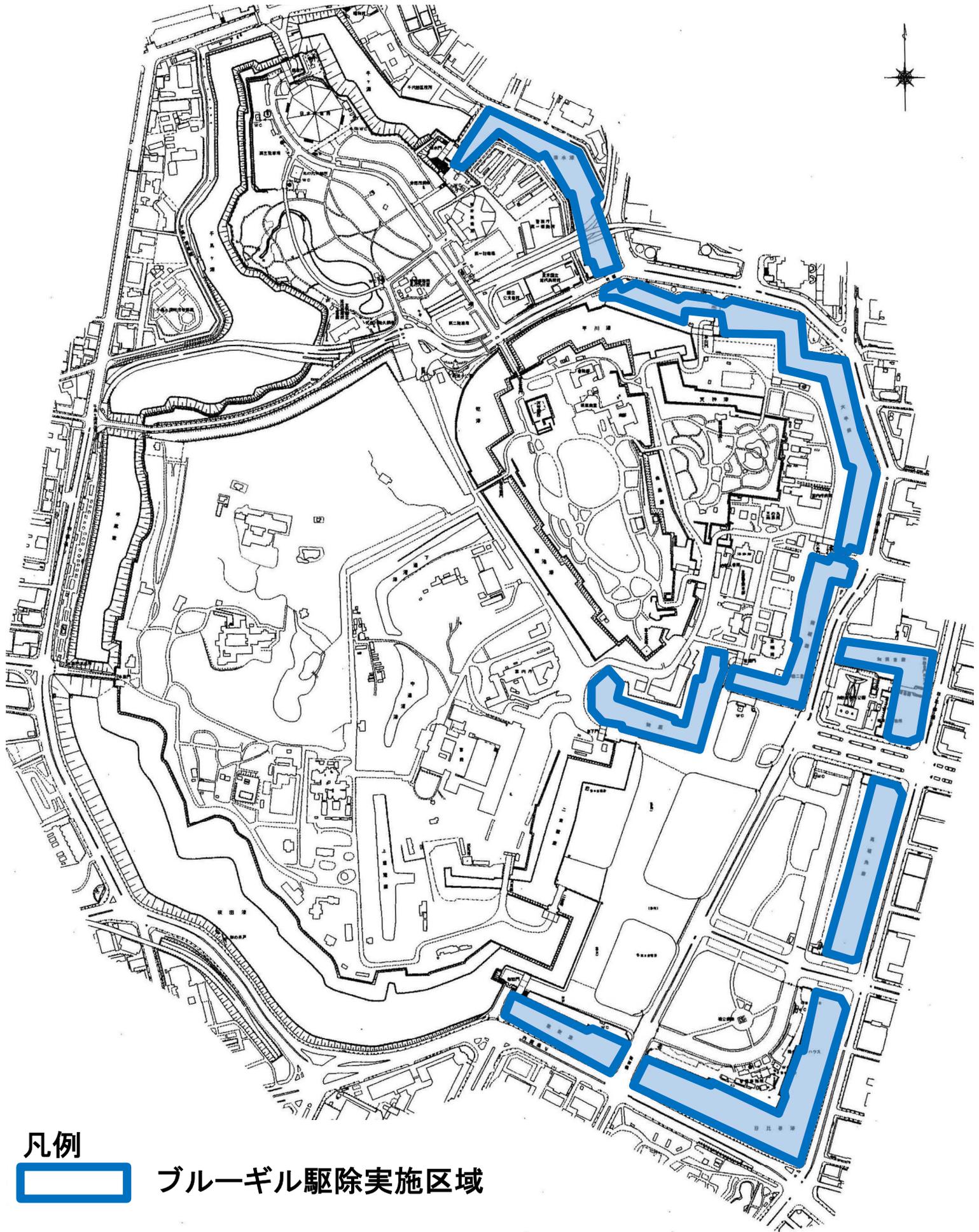
(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別図1: 電気ショッカーポートによる駆除実施濠

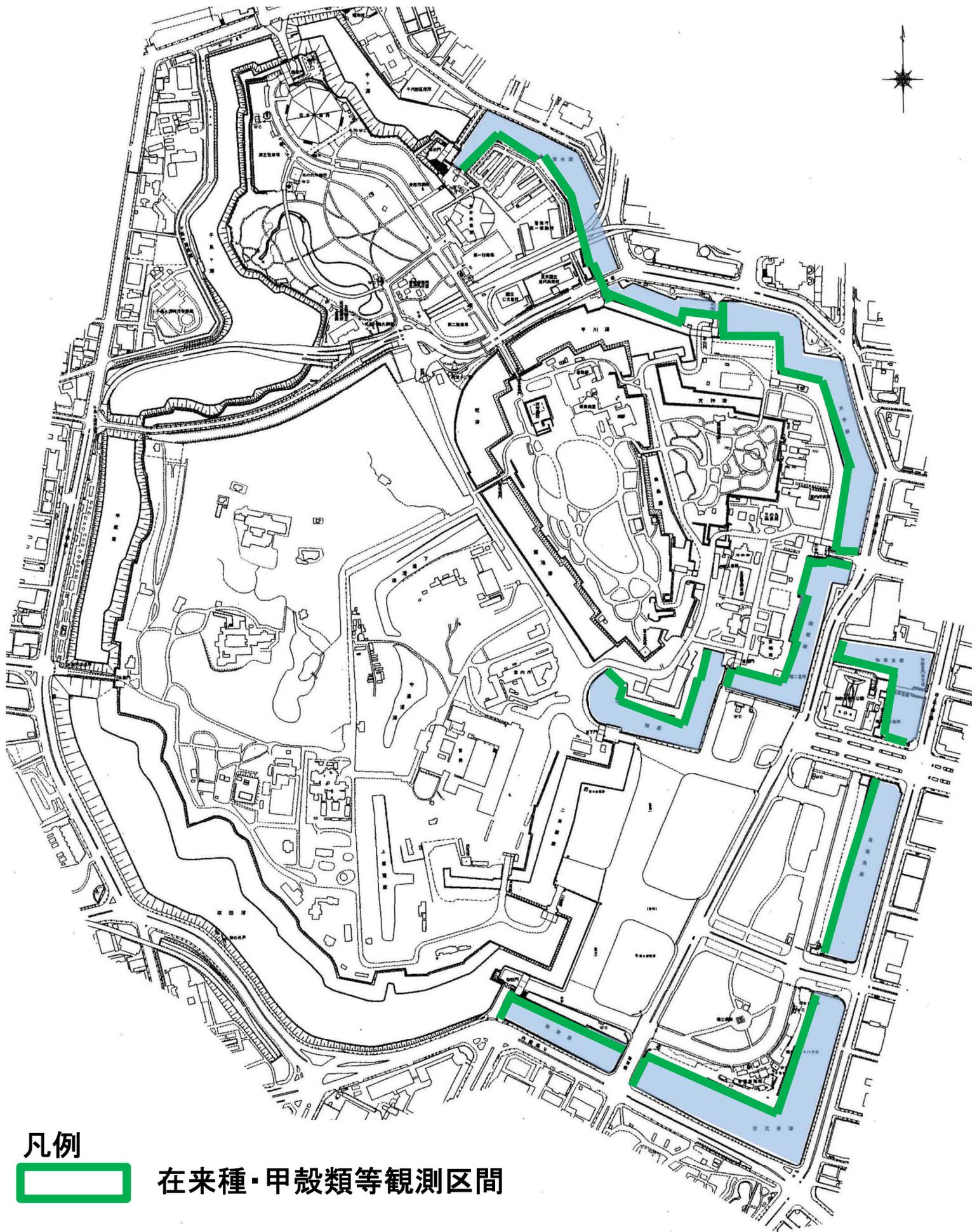


凡例



ブルーギル駆除実施区域

別図2: 電気ショッカーボートによる駆除時の在来種・甲殻類等観測区間



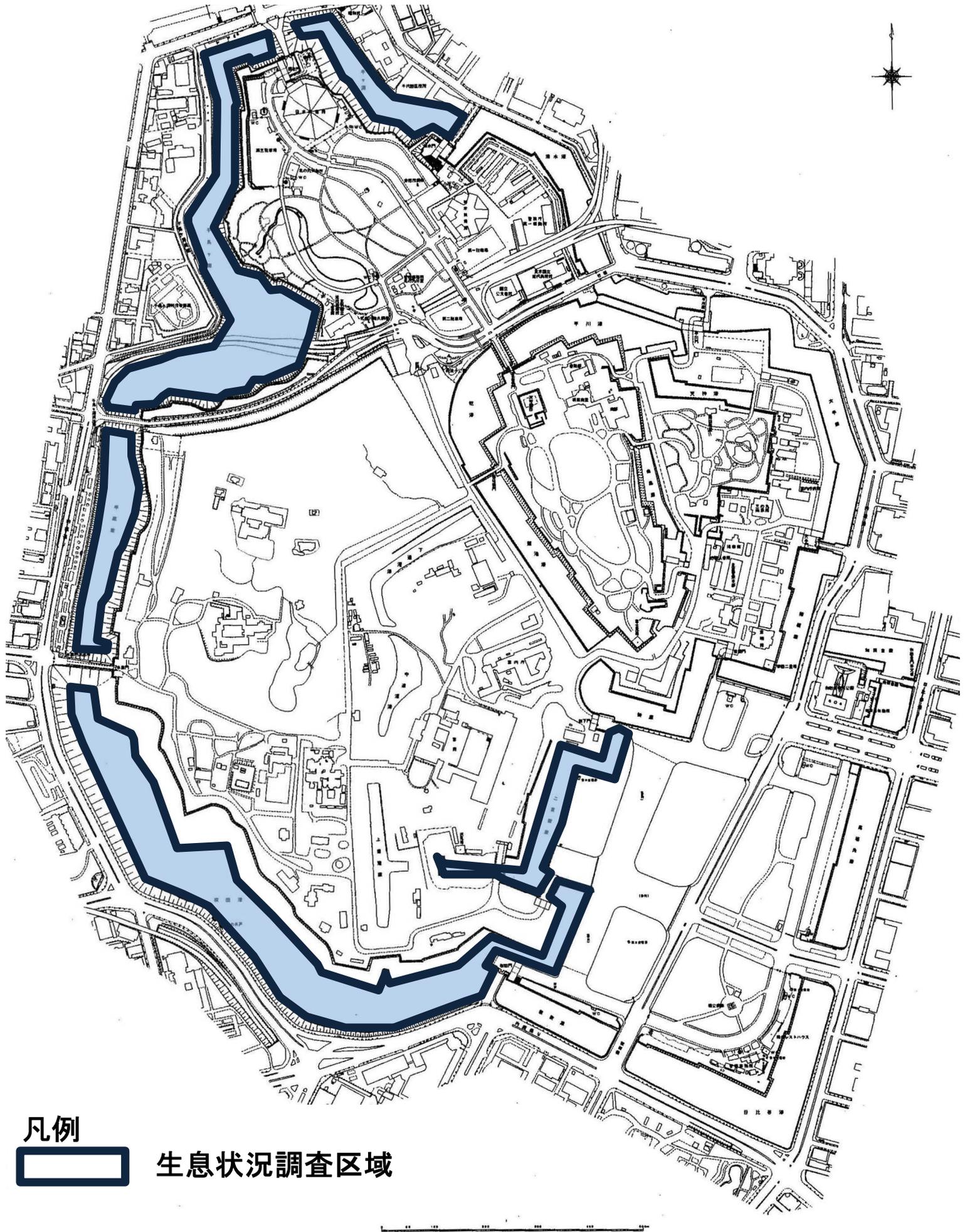
凡例



在来種・甲殻類等観測区間



別図3: 電気ショッカーボートおよびカゴ罟による生息状況調査



別図4: 生息状況調査時の在来種・甲殻類等観測区間

